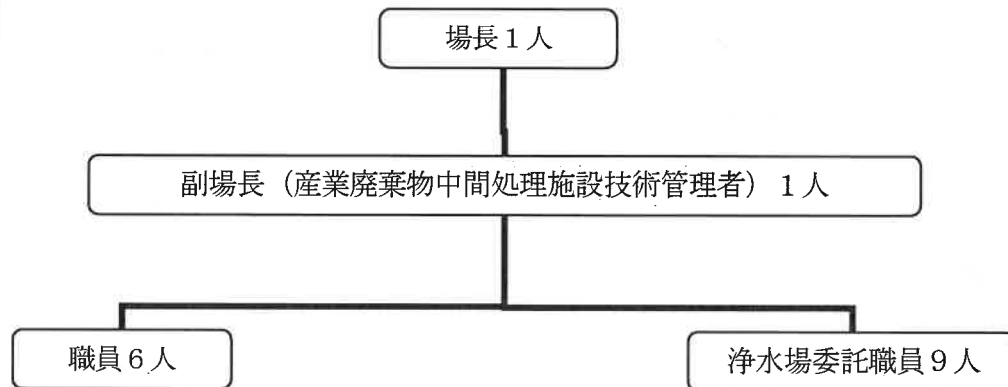


(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和6年6月3日	
高松市長 大西 秀人 殿	
	提出者 住 所 高松市番町一丁目8番15号 氏 名 香川県広域水道企業団 高松ブロック統括センター 所長 那須 有紀子 電話番号 847-6141 (川添浄水場)
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	香川県広域水道企業団 高松ブロック統括センター 浄水課 川添浄水場
事業場の所在地	高松市東山崎町1331
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	3611 上水道業
② 事業の規模	③ 年間配水量 4,926,250m ³ (令和5年度実績)
④ 従業員数	17人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



4月1日現在

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	上水道汚泥	—
	排出量	4,135.60 t	— t
	（これまでに実施した取組） 場長と産業廃棄物中間処理施設技術管理者を中心に、浄水処理工程の過程で発生する汚泥の状況や処理前の汚泥濃縮状況並びに脱水行程に関する留意事項を整理し、職員及び運転委託者に対し研修を行い、産業廃棄物への認識を高め、安全かつ安定した施設運転に努める。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	上水道汚泥	—
	排出量	10,500.00 t	— t
	（今後実施する予定の取組） 平成17年度から導入している高効率の脱水施設の適切な運用に、加えて、汚泥濃縮槽掻き寄せ機の改良により、濃縮効率を向上し脱水汚泥の減量を目指す。		

産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） —
② 計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） —

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	脱水汚泥	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	9.77t	— t
	(これまでに実施した取組) 園芸用客土として有償売却		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	脱水汚泥	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	50.00 t	— t
	(今後実施する予定の取組) 園芸用客土として有償売却の拡大 —		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	脱水汚泥	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0.00 t	— t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	3,856.81 t	— t
	(これまでに実施した取組) 平成17年度から導入している高効率の脱水施設の適切な運用。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	脱水汚泥	—
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0.00 t	— t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	9,900.00 t	— t
	(今後実施する予定の取組) 平成17年度から導入している高効率の脱水施設の適切な運用に、加えて、汚泥濃縮槽掻き寄せ機の改良により、濃縮効率を向上し脱水汚泥の減量を目指す。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	脱水汚泥	—
	全 処 理 委 託 量	490.69 t	— t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	0.00 t	— t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	490.69 t	— t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0.00 t	— t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0.00 t	— t
	(これまでに実施した取組)		
	脱水汚泥の処分に当たっては、セメント業者と契約し、セメント原料化の再生利用を行う考えです。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	脱水汚泥	—
	全処理委託量	⁵⁵⁰ 750.00 t	— t
	優良認定処理業者への 処理委託量	0.00 t	— t
	再生利用業者への 処理委託量	⁵⁵⁰ 750.00 t	— t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0.00 t	— t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0.00 t	— t
	(今後実施する予定の取組) 脱水汚泥の処分に当たっては、セメント業者と契約し、セメント原料化の再生利用を行う考えです。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

